

あおもり 飲食店感染防止対策認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を適切に実施する県内飲食店を県が認証することにより、飲食店における感染防止対策の徹底と強化を図るとともに、誰もが安心して飲食できる環境を整備することを目的とする。

(対象)

第2条 認証制度の対象は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の営業許可を受けた飲食店（店内で飲食することを主たる目的とする設備を有しない飲食店を除く。）を営む者とする。

(基準)

第3条 知事は、認証制度の対象となる事業者が取り組むべき感染防止対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

第2章 認証等

(申請)

第4条 認証を受けようとする飲食店の事業者は、書面又は電磁的方法により、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の審査により、申請のあった飲食店が認証基準に適合していると認めるときは、当該申請に係る飲食店について、その旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証書及び認証ステッカー（以下「認証ステッカー等」という。）を交付するものとする。

4 知事は、認証を受けた飲食店（以下「認証店舗」という。）の店名等を県のホームページで公表することとする。

5 知事は、申請のあった飲食店が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る事業者に対し、認証しない旨を通知するとともに、適合するよう助言・指導を行うこととする。

(認証ステッカー等の利用等)

第6条 認証事業者は、認証店舗において、認証ステッカー等を施設利用者の見やすい場所に掲示し、

飲食店の広告物等において「あおり飲食店感染防止対策認証店舗」の名称を使用することができる。

- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカー等を汚損し、又は亡失したときは、書面又は電磁的方法により、認証ステッカー等の再交付を求めることができる。

(変更の報告)

- 第7条 認証事業者は、認証店舗の名称その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面又は電磁的方法により、知事に届け出るものとする。

(実地調査)

- 第8条 知事(その委託を受けた者を含む。)は、必要があると認めたときは、事前の通知なしに、その職員等をして、認証店舗を調査し、感染防止対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

- 第9条 認証事業者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
 - (2) 認証ステッカー等の適正な利用及び管理を行うこと。
 - (3) 知事等が行う認証店舗に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

- 第10条 認証事業者は、その認証店舗の閉鎖その他認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ書面又は電子申請により、認証の辞退を申し出るものとする。
 - 2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカー等の利用及び「あおり飲食店感染防止対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

- 第11条 知事は、認証店舗が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。
 - 2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカー等の利用及び「あおり飲食店感染防止対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 患者発生時の措置

(患者発生に係る情報提供)

- 第12条 認証店舗の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき(以下「患者発生時」という。)は、知事は、当該飲食店における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。この場合においては、認証事業者は、直ちに認証ステッカー

等の利用及び「あおもり飲食店感染防止対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第13条 患者発生時において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消し、その旨を当該事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により認証を取り消された事業者は、遅滞なく、認証ステッカー等の利用及び「あおもり飲食店感染防止対策認証店舗」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の回復)

第14条 患者発生時において、その原因が第13条第1項に規定するものでないことが明らかとなり、その認証店舗を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと知事が判断したときは、当該認証事業者は、認証ステッカー等の利用及び「あおもり飲食店感染防止対策認証店舗」の名称の使用を再開することができる。

第4章 まん延の防止に関する措置等との関係

(効力の一時的停止)

第15条 第2章の規定にかかわらず、県内の新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案して、知事が新たに認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないと認めたときは、認証の申請の受け付けを停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

(認証の取消し)

第16条 知事は、認証店舗が新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく要請に応じない場合は、認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができる。

第5章 雑則

(免責)

第17条 知事は、事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証店舗において患者が発生したことによって、事業者又は飲食店の利用者に生じた損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、県内の新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。